

「長野県 **いじめ** 防止対策推進条例」



長野県には、**いじめ** をなくしていくための条例（きまり）があります。子どもから大人まで、県民みんなでいじめ防止に取り組むための、長野県のきまりです。条例を読んで、いじめをなくすための学習をしましょう。

1 条例を読み深めてみよう！（条例のいくつかを読んでみよう）

条例の目的（第1条）

- いじめは、子ども（児童）たちの人権（幸せになる権利）を傷つけます。
- 心や体を傷つけ、成長に害を与えます。命が危険になることもあります。

いじめとは？（第2条）

- いじめとは、友だちの心や体を傷つけることです。
- インターネットを使ってすることもいじめです。
- いじめられた子は、心や体がとても苦しくなります。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

条例の理念（目指す姿）（第3条）

- みんなが安心して勉強などに取り組み、学校の中でも外でも落ち着いて過ごせるようにします。
- みんながいじめをせず、また、いじめられている子を助けてあげられる行動をします。

いじめの禁止（第4条）

- どんな理由があっても、いじめを行ってははいけません。

いじめをなくすために学校の先生がすること（第7条）

- 先生たちが協力して、学校からいじめをなくします。
- いじめがあったら、いじめをやめさせ、いじめられている子どもを守ります。

おうちの人がすること（第8条）

- 自分を大切に思う気持ちや、人を思いやる心を教えます。
- 子どもがいじめられたときは、子どもをいじめから守ります。

相談体制を充実させます（第12条）

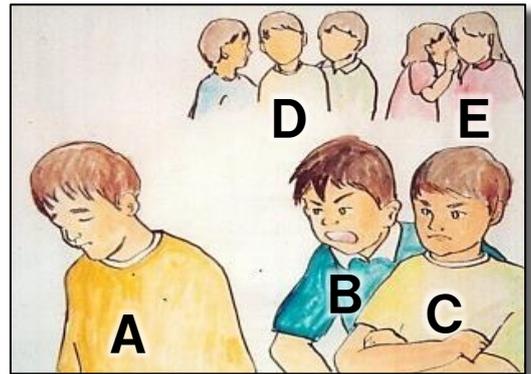
- 困ったとき、子どもやおうちの人安心して相談できるようにします。



2 「いじめ」とはどのようなことか考えてみよう！



Aさんは「いじめ」を受けています。
Bさん～Eさんの立場のうち、「いじめ」
だと思ふことを、それぞれあげてみよう。



- 友だちとの話し合いから…
- いじめに対して、あなたが「できること」は何でしょう。

3 困ったときに「相談できそうな人」の名前を書いてみよう！

<u>友だち</u>	<u>家族</u>
<u>学校の先生</u>	<u>そのほかの人</u>



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

4 いじめがあったとき、安心して相談できる窓口があります。

学校生活相談センター（相談電話）

電話番号 0120-0-78310 (24時間)

メールアドレス gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

【保護者の皆様へ】

※いじめや不登校など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者からの相談を受け付けています。（夜間・休日を含めて24時間）

※相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

まわりの人に相談しにくいときには、
相談電話を利用しましょう。